

保護者 様

学校感染症について

学校においては、学校保健安全法施行規則第 18 条および 19 条により、特に予防すべき感染症として以下のように定められています。以下の感染症にかかった場合は出席停止となりますので、定められた期間又は医師の指示する日まで登校を差し控えてください。

出席停止期間中は欠席扱いとはなりません。手続きには本校所定の「出席停止報告書」の提出が必要となります。お子様が学校感染症に罹患後、学校へ登校する際には「出席停止報告書」に記入、捺印（保護者印）のうえ、担任または保健室へ提出してください。

*令和 5 年 1 月より、感染症流行時の再受診にかかる保護者の負担や医療機関のひっ迫等を考慮して、出席停止報告書への医師の証明は不要とします。

*令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症を追加しました。

【第 2 種学校感染症の種類】

第 2 種	出席停止期間 ※下記または医師の指示する日まで
インフルエンザ (鳥及び新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで (<u>症状が出た日の翌日を 1 日目として数える</u>)
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 ※令和 5 年 5 月 8 日より追加	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで (<u>症状が出た日の翌日を 1 日目として数える</u>)
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで

第 1 種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

※ 出席停止期間：完全に治癒するまで

第 3 種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹〔とびひ〕、伝染性軟属腫〔水いぼ〕、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症〔カンジダ感染症、白癬感染症、トングラニス感染症〕

※ 出席停止期間：症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

(学校使用欄)

生徒 →

担任⑩

 →

養護⑩

 → 教務

報告書 No. _____

出席停止報告書

鈴鹿高等学校 様

1. 罹患した感染症（該当するものに☑をしてください）

- インフルエンザA型
- インフルエンザB型
- 百日咳
- 麻疹（はしか）
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風疹（三日はしか）
- 水痘（みずぼうそう）
- 咽頭結膜熱（プール熱）
- 新型コロナウイルス感染症
- 結核
- 髄膜炎菌性髄膜炎
- その他（診断を受けた感染症名： _____）

2. 出席停止期間

令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで

3. 受診した医療機関名

【 _____ 】

この度の出席停止の取り扱いについて、上記の内容に相違ないものとして報告いたします。

令和 年 月 日

年 組 席 生徒名

保護者名 ⑩